

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月12日
【四半期会計期間】	第53期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
【会社名】	株式会社H A P i N S
【英訳名】	HAPiNS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柘植 圭介
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田7丁目22番17号
【電話番号】	03 (3494) 4491 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務部長 島田 直昭
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田7丁目22番17号
【電話番号】	03 (3494) 4491 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務部長 島田 直昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第52期 第1四半期 累計期間	第53期 第1四半期 累計期間	第52期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	2,239,114	1,254,623	8,324,337
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	54,856	55,704	△25,727
四半期純利益又は四半期(当期)純損失 (△) (千円)	20,739	△83,249	△341,958
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	15,000,000	15,000,000	15,000,000
純資産額 (千円)	748,686	302,614	385,819
総資産額 (千円)	5,658,798	5,364,177	4,621,465
1株当たり四半期純利益又は四半期(当期)純損失 (△) (円)	1.40	△5.63	△23.14
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.2	5.6	8.3

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第52期第1四半期累計期間については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第53期第1四半期累計期間及び第52期については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

また、国内において新型コロナウイルス感染症の再拡大が見られ、世界的にも拡大は継続しており収束は未だ見通すことができない状況であります。これにつきましても前事業年度の有価証券報告書に記載した「2(事業等のリスク)⑨新型コロナウイルス感染症について」の内容に重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、当第1四半期累計期間において、営業利益、経常利益を計上することができましたが、四半期純損失を計上しております。また、前事業年度において、営業利益を計上することができましたが、経常損失及び当期純損失を計上しており、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を改善・解消すべく、2018年8月1日に商号を「株式会社H A P i N S」に変更し、メインブランドである「HAPiNS」の業態を主軸に、新規出店及び既存店の内装・外観の見直しといったブラッシュアップ、自社オリジナル商品の強化によるブランド力向上に取り組んでおります。

商品におきましては、商品構成の見直し、取扱い商品数の絞り込みによる戦略商品の販売を強化することで粗利益率のさらなる改善に取り組んでおります。また、取扱い商品数が絞りこまれることで、商品補充や在庫管理等、店舗オペレーションの効率化を進めております。

しかしながら、2020年2月より顕著となった新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、その収束時期や収束後の消費活動の見通し等が不透明であります。当社はこの状況下において、実店舗でのお客様と従業員の安全対策を講じるとともに、非対面ビジネスであるオンラインショップへの注力を行い、売上の最大化と収益改善に努めてまいります。

資金面に関しましては、運転資金の調達など取引金融機関からの継続的な支援協力を得ております。また、2020年4月7日に発令された政府の緊急事態宣言及びそれに伴う一部地方自治体の要請等による店舗の休業や営業時間の短縮などで大幅な減収となる可能性があることを想定し、取引金融機関と当座貸越契約等の締結や長期借入金等による調達をしており、加えて納税猶予制度、社会保険料等の納付猶予制度の活用、その他の費用削減等の施策を行うなど、今後とも資金調達や資金繰りの安定化に努めてまいります。

上記施策や5月25日の緊急事態宣言解除後の売上高の回復状況を踏まえ、慎重に検討を行った結果、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消できると考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営成績

当第1四半期会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による外出自粛や各自治体からの営業自粛要請等により個人消費が急速に減少する等、経済活動が大幅に落ち込み、極めて厳しい状況が続いております。

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を受け、2020年4月には156店舗中141店舗の臨時休業及び営業時間短縮を行いました。その状況下におきまして、お客様及び従業員の安全を確保するため、従業員の健康管理やマスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、店舗備品の消毒、飛沫防止のためのビニールシートの設置等感染防止対策を講じながら、商品・サービスを提供しております。

このような経営環境のなかで当社は、『価値の追求』『選択と集中』をキーワードに構造改革を推進してまいりました。お客様にわかりやすい価値を追求し、わかりやすく伝えていくために商品価値向上と価値訴求の強化をおこなってまいりました。また、非対面事業を強化すべく、自社オンラインショップのサイト改善やオンラインショップ限定商品の販売などを行ってまいりました。その結果、オンラインショップの売上高前年同期比747.4%と大きく伸長しました。しかしながら、4月7日の緊急事態宣言発令に伴い、全国の商業施設の臨時休業や営業時間の短縮の影響により、実店舗の客数は大きく落ち込み、売上高は大幅に減少しました。緊急事態宣言の解除により、全国の商業施設が順次営業を再開しましたが、当第1四半期累計期間の売上高は1,254百万円（前年同期比44.0%減）となりました。

利益面では、4月5月の実店舗の臨時休業及び営業時間短縮の影響による売上高減少に伴う粗利益の大幅な減少があったものの、前事業年度から引き続き行われている構造改革である「Fuku Fuku Nyanko」等のオリジナルキャラクターのPB商品の拡充等により粗利益率が前年同期比で5.0%の改善がなされました。また、同様に商品数絞り込みによる店舗オペレーションの効率化に伴い、店舗の適正人員の見直しを行い大幅なコストダウンを実現したことにより前年同四半期とほぼ同水準の営業利益を確保しました。

当第1四半期会計期間の出退店の状況は、短期契約である催事店舗も含めて「HAPiNS」ブランドで直営店2店舗出店し、直営店4店舗閉店いたしました。「PASSPORT」ブランドでFC店が3店舗閉店いたしました。更に、直営店1店舗の改装を実施しております。その結果、当第1四半期会計期間末の店舗数（短期契約を含む）は、直営店が149店舗、FC店舗が7店舗の計156店舗となっております。

これらの結果、当第1四半期累計期間の売上高は1,254百万円と前年同四半期と比べ984百万円（44.0%）の減収となり、営業利益は前年同四半期とほぼ同水準の62百万円（0.1%増）、経常利益は前年同四半期とほぼ同水準の55百万円（1.5%増）となりましたが、新型コロナウイルス感染拡大に関連し、商業施設等の臨時休業期間中の固定賃借料、人件費、などの経費等を、臨時休業による損失として153百万円を計上したことにより四半期純損失は83百万円と前年同四半期と比べ103百万円（前年同四半期は四半期純利益20百万円）の減益となりました。

② 財政状態

（資産）

当第1四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べて742百万円増加し、5,364百万円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べて850百万円増加し、2,993百万円となりました。これは、主に現金及び預金が増加した317百万円、受取手形及び売掛金が217百万円、商品が246百万円、その他に含まれる未収入金が63百万円増加したことなどによるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べて107百万円減少し、2,370百万円となりました。これは、主に有形固定資産が42百万円、敷金及び保証金が60百万円減少したことなどによるものであります。

（負債）

当第1四半期会計期間末の負債総額は、前事業年度末に比べ825百万円増加し、5,061百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べて715百万円増加し、3,465百万円となりました。これは、主に仕入債務である支払手形及び買掛金と電子記録債務の合計が52百万円、短期借入金が558百万円、その他に含まれる未払金が30百万円と未払費用が32百万円増加したことなどによるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べて110百万円増加し、1,596百万円となりました。これは、主に社債が10百万円、リース債務が13百万円減少したものの、長期借入金が増加した156百万円増加したことなどによるものであります。

（純資産）

当第1四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べて83百万円減少し、302百万円となりました。これは、四半期純損失83百万円の計上により利益剰余金が減少したことなどによるものであります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 従業員数

当第1四半期累計期間において、従業員数の著しい増減はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(6) 主要な設備

当第1四半期累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前事業年度末における計画の著しい変更はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」をご参照ください。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,420,000
計	19,420,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	15,000,000	15,000,000	東京証券取引所JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株で あります。
計	15,000,000	15,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年6月30日	—	15,000,000	—	100,000	—	716,354

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2020年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 219,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 14,779,100	147,791	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	普通株式 1,900	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
発行済株式総数	15,000,000	—	—
総株主の議決権	—	147,791	—

(注) 1 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が4,000株（議決権40個）が含まれております。

2 単元未満株式には自己株式26株が含まれております。

② 【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
（自己保有株式） 株式会社H A P i N S	東京都品川区西五反田7-22-17	219,000	—	219,000	1.46
計	—	219,000	—	219,000	1.46

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、東邦監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	452,652	770,170
受取手形及び売掛金	342,414	559,703
商品	1,268,376	1,514,456
未着商品	14,744	12,734
その他	65,080	136,322
流動資産合計	2,143,267	2,993,387
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	849,691	824,259
工具、器具及び備品（純額）	330,995	313,645
その他	15,554	16,281
有形固定資産合計	1,196,240	1,154,186
無形固定資産	55,720	50,366
投資その他の資産		
敷金及び保証金	1,225,016	1,164,985
その他	1,220	1,251
投資その他の資産合計	1,226,236	1,166,237
固定資産合計	2,478,197	2,370,789
資産合計	4,621,465	5,364,177
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	216,616	353,713
電子記録債務	405,604	320,735
1年内償還予定の社債	30,000	30,000
短期借入金	1,255,832	1,814,660
1年内返済予定の長期借入金	346,040	345,040
リース債務	70,533	52,716
未払法人税等	30,444	37,464
賞与引当金	17,636	27,691
資産除去債務	8,989	17,488
その他	367,993	465,707
流動負債合計	2,749,690	3,465,217
固定負債		
社債	60,000	50,000
長期借入金	662,380	819,370
リース債務	169,729	156,418
退職給付引当金	231,899	220,978
資産除去債務	252,458	249,545
その他	109,487	100,032
固定負債合計	1,485,955	1,596,345
負債合計	4,235,646	5,061,562

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	716,354	716,354
利益剰余金	△370,051	△453,301
自己株式	△60,580	△60,580
株主資本合計	385,721	302,472
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	97	142
評価・換算差額等合計	97	142
純資産合計	385,819	302,614
負債純資産合計	4,621,465	5,364,177

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	2,239,114	1,254,623
売上原価	960,363	474,500
売上総利益	1,278,750	780,123
販売費及び一般管理費	1,215,946	717,276
営業利益	62,804	62,846
営業外収益		
受取利息	3	0
受取配当金	31	31
破損商品等弁償金	1	932
為替差益	1,610	810
雑収入	630	3,042
営業外収益合計	2,277	4,818
営業外費用		
支払利息	9,217	10,958
支払手数料	926	953
雑損失	81	48
営業外費用合計	10,225	11,960
経常利益	54,856	55,704
特別利益		
助成金収入	—	※1 36,690
特別利益合計	—	36,690
特別損失		
臨時休業による損失	—	※2 153,348
固定資産除却損	—	4,252
店舗閉鎖損失	8,469	2,907
減損損失	20,420	8,290
特別損失合計	28,890	168,799
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	25,966	△76,404
法人税、住民税及び事業税	7,500	7,025
法人税等調整額	△2,273	△180
法人税等合計	5,226	6,844
四半期純利益又は四半期純損失(△)	20,739	△83,249

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する可能性を考慮しつつ、少なくとも2020年夏頃までは売上高の減少などの影響は継続し、その後年度末にかけて緩やかに回復していくものと想定して、2020年5月25日の緊急事態宣言解除後の売上高の回復状況も踏まえながら、会計上の見積りを慎重に行い、減損損失の計上等の会計処理に反映しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、店舗の来店客数の減少や店舗の休業・営業時間の短縮等が発生したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いことから、当事業年度以降の当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、前事業年度の有価証券報告書における仮定から重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

※ 1. 助成金収入

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用調整助成金の特例措置の適用を受けたものであります。当該支給見込み額を助成金収入として特別利益に計上しております。

※ 2. 臨時休業による損失

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令を受け、当社の一部店舗において臨時休業を実施いたしました。当該休業期間中に発生した固定費(人件費・地代家賃等)を臨時休業による損失として特別損失に計上しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産及び長期前払費用に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	56,305千円	37,346千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

当社は、インテリア雑貨販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）

当社は、インテリア雑貨販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)	1円40銭	△5円63銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	20,739	△83,249
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	20,739	△83,249
普通株式の期中平均株式数(千株)	14,780	14,780

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、前第1四半期累計期間は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当第1四半期累計期間は、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月11日

株式会社HAP i N S
取締役会 御中

東邦監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 矢 崎 英 城

Ⓔ

指定社員
業務執行社員

公認会計士 木 全 計 介

Ⓔ

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社HAP i N Sの2020年4月1日から2021年3月31日までの第53期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社HAP i N Sの2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書

において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。